

個人情報保護法の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

令和4年3月7日
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

1. 改正の趣旨

令和2年及び令和3年個人情報保護法及び関連ガイドライン等¹の改正が、令和4年4月1日に施行されることを受けて、本協会では、別紙のとおり、「個人情報の保護に関する指針」を一部改正する。

2. 改正の骨子

(1) 定義

個人情報保護法の改正等を踏まえ、6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、個人関連情報、個人関連情報データベース等及び個人関連情報取扱事業者を新たに定義する。

(第2条)

(2) 「同意」の形式

原則として、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）により本人の同意を得る場合として、外国にある第三者への提供、個人関連情報の第三者提供の場合を追加する。

(第4条)

(3) 利用目的による制限

利用目的による制限に係る適用除外事由として、学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるときを追加する。

(第5条第3項第5号)

(4) 機微（センシティブ）情報について

機微情報の取得等が可能な場合として、個人情報保護法第20条第2項第6号に掲げる機微情報を取得する場合等を追加する。

(第6条第1項第5号)

(5) 不適正利用の禁止

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を

¹ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）、同ガイドライン（匿名加工情報編）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針をいう。

利用してはならない旨を追加する。

(新設・第6条の2)

(6) 安全管理措置

安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置として、物理的安全管理措置、外的環境の把握を追加等する。

(第10条第1項、第3項)

(7) 第三者提供の制限

第三者提供にあたり本人の同意が不要となる事由、オプトアウトによる第三者提供の際の本人通知事項、個人情報保護委員会への届出及び公表が必要となる場合、オプトアウトにより第三者に提供できる個人データの範囲の限定等を追加する。

(第13条第1項から第4項、第6項、第7項)

(8) 外国にある第三者への提供の制限

外国にある第三者に個人データを提供する場合、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度等の本人に参考となるべき情報を当該本人に提供し、当該提供を行った場合には、当該第三者による個人データの取扱いについて講ずべき措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない旨等を追加する。

(新設・第14条第2項から第7項)

(9) 個人関連情報の第三者提供の制限等

個人関連情報データベース等を事業の用に供している正会員又は電子募集会員は、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、あらかじめ一定の事項を確認せずに当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない旨等を追加する。

(新設・第16条の2)

(10) 保有個人データに関する事項の公表等

保有個人データに関し、本人の知り得る状態に置くべき事項として、正会員及び電子募集会員の住所、代表者の氏名を追加する。

(第17条第1項)

(11) 開示

本人から開示請求を受けた際の開示方法として、原則、本人が請求した方法によることに変更等する。

(第18条第1項から第3項)

(12) 利用停止等

本人からの請求により保有個人データを利用停止又は消去する範囲を一部追加し、また、一定の場合に本人からの請求により第三者提供を停止する旨を追加等する。

(第 20 条第 1 項、第 3 項、第 4 項)

(13) 個人情報等の漏えい等事案への対応

漏えい事案等の報告対象として、個人情報の保護に関する法律施行規則第 7 条各号に定める事態を知ったときに変更等する。

(第 25 条第 1 項から第 4 項)

(14) その他

その他、個人情報保護法等及び各ガイドライン等の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

3. 施行の時期

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

以 上